平成２９年（フ）第２１２号
兵庫県姫路市保城414番地７
債務者　小村久美子
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２１３号
兵庫県姫路市御立中１丁目４番８号
債務者　衣笠　訓由
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２１号
兵庫県姫路市西庄甲261番地１　ウイング西庄605号
債務者　堂本善娥こと　ＪＥＯＮ　ＳＵＮＡ
全　善娥
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３４号
兵庫県加古川市平岡町新在家１丁目255番地３　ガーデンヒルズ東加古川305号、住民票上の住所兵庫県神戸市北区西山１丁目18番地の12　古川方
債務者　佐々木雄大
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３７号
兵庫県姫路市城見町176番地
債務者　金沢一圭こと　金　一圭
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２３９号
兵庫県姫路市大津区吉美723－２、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区北新在家123番地
債務者　加藤　春美
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１４４号
奈良市南京終町212番地の３　岡田マンション305号
債務者　小林　喜代
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２６０号
広島県東広島市河内町入野12139番地125
債務者　奥山　浩司
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９６号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘61番６－３号
債務者　秦　一彦
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９９号
広島市南区大州３丁目４番20―302号
債務者　平瀬　孝一
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４４号
広島市佐伯区皆賀４丁目18番７―408号
債務者　栗栖　昌美
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５４号
広島市安佐南区祇園６丁目８番42―202号Ｇ棟
債務者　土井　将歳
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７５号
広島県東広島市高屋町郷1124番地５　フランプレイスＢ203号
債務者　岡本　晃
１　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０号
福岡県小郡市津古1381番地５
債務者　松永　恵代
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９９号
福岡県久留米市大善寺南２丁目９番２―203号
債務者　井上　一行
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１１５号
福岡県久留米市善導寺町飯田517番地13マーベラスコート102号、前住所福岡県久留米市善導寺町飯田755番地15
債務者　飯田　智子（旧姓宮原）
１　決定年月日時　平成29年６月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部